

洲本市子ども・子育て支援事業計画 策定に係るニーズ調査について

【平成25年10月8日】

第2回洲本市子ども・子育て会議

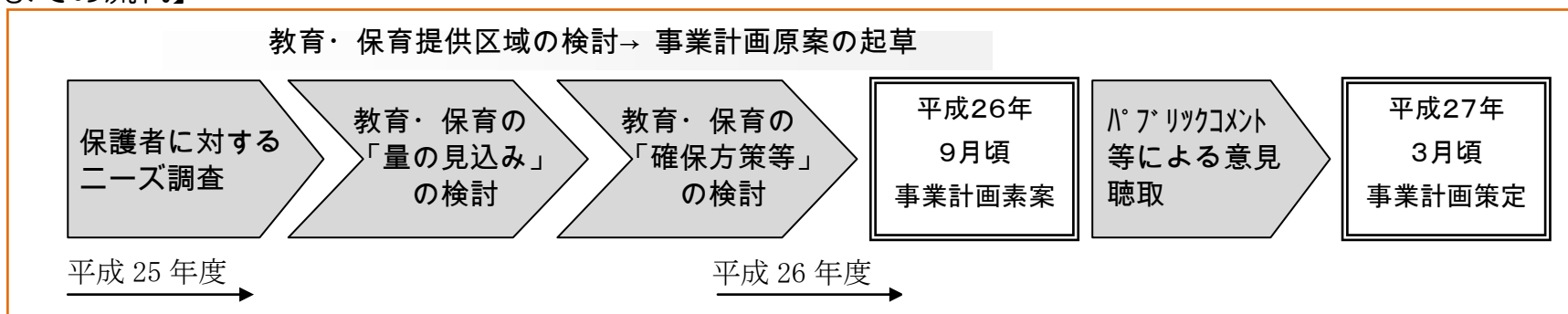
洲本市 健康福祉部 福祉課 作成

1 「子ども・子育て支援事業計画」と「ニーズ調査」について

ニーズ調査を実施して事業計画を策定する

- 事業計画とは、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」のこと
- 計画策定に先立つ、保護者の利用希望などの把握が義務化されている

【策定までの流れ】



【検討に当たっての視点】

- ① 計画に記載すべき内容に対応した設問項目となっているか。
- ② ニーズを正確に把握することができるかどうか。
- ③ 独自に設定する設問について、何を目的に実施し、また、その目的が妥当かどうか。
- ④ 回答者にとって、わかりやすく、かつ、回答しやすいものとなっているか。

2

ニーズ調査票の概要について

洲本市では、「就学前児童保護者」と「就学後（小学生）児童保護者」の2種類の調査を実施し、
前回計画との意向の変化や見込み量算出の基礎資料とする。

就学前児童調査票（大項目）

- 家族構成や保護者の就労状況
- 幼稚園・保育所の利用状況
- 病児・病後児の対応状況
- 幼稚園・保育所の利用意向
- 土日祝、長期休暇時の幼稚園・保育所の利用意向
- 育児休業など、仕事と子育ての両立
- 小学校就学後の放課後の過ごし方
- 一時預かりの利用状況・意向
- 子育て支援サービス
- 子育てに対する意識
- 地域での子育てについて

就学後児童調査票（大項目）

- 家族構成や保護者の就労状況
- 放課後児童クラブの利用状況・意向
- 病児・病後児の対応状況、一時預かりの利用状況・意向
- 子育て支援サービス
- 普段の子どもの過ごし方
- 地域活動などへの参加状況・意向
- 子育てに対する意識
- 地域での子育てについて

3

ニーズ調査実施の概要について

ニーズ調査の調査対象について

調査対象は以下を予定しています。

対象者	配布数	想定回収数	対象児童人口（H25.3.31 日現在）
① 学前児童（0～5 歳）の保護者	1,000	600（60%）	約 2,000 人
② 学校低学年（6～11 歳）の保護者	1,000	600（60%）	約 2,300 人

※ 対象者は住民基本台帳から学区別年齢別に無作為抽出（予定）

ニーズ調査のスケジュール

